

答 申

1 審査会の結論

埼玉県知事（以下「実施機関」という。）が平成23年9月29日付けで「With You さいたま 様式『情報ライブラリー質問用紙』について ①起案文書、②同様式の作成に至った経緯、③同様式を作成する際に参考としたもの」を作成していないとして不開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立て及び審議の経緯

- (1) 異議申立人（以下「申立人」という。）は、平成23年8月1日付けで埼玉県情報公開条例（以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、実施機関に対し、「With You さいたま 様式『情報ライブラリー質問用紙』について ①起案文書、②同様式の作成に至った経緯、③同様式を作成する際に参考としたもの」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- (2) これに対し実施機関は、平成23年9月29日付けで、本件開示請求について、「当該公文書を作成・保有していないため。」との理由により不開示（不存在）の決定（以下「本件処分」という。）を行い、申立人に通知した。
- (3) 申立人は、平成23年10月11日付けで、実施機関に対し、本件処分の変更を求めて異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。
- (4) 当審査会は、本件異議申立てについて、平成23年12月2日に実施機関から条例第22条の規定に基づく諮問を受けるとともに、併せて開示決定等理由説明書（以下「理由説明書」という。）の提出を受けた。
- (5) 当審査会は、申立人から、平成23年12月19日に意見書の提出を受けた。
- (6) 当審査会は、平成23年12月19日に実施機関の職員から意見聴取を行った。
- (7) 当審査会は、平成24年1月23日に実施機関の職員から意見聴取を行った。

(8) 当審査会は、平成24年2月27日に申立人の口頭意見陳述を聴取した。

3 申立人の主張の要旨

申立人が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件不開示決定処分の変更を求める。
- (2) 不存在の真否及び当否を争う。本来、当然に存在しているものと考えられる。
- (3) 理由付記義務懈怠の瑕疵がある。質問用紙についての説明がされていない。「質問用紙は、窓口に備える依頼用メモとして作成した」とあるが「質問用紙」と「依頼用メモ」とは同義反復になるわけで、質問用紙について説明したことにならない。
- (4) 口頭で処理をしたので文書がないというが、質問用紙の作成開始時期や作成経緯について説明することは可能なはずである。理由説明書の中で質問用紙がいつから使われるようになったのか、どういう経緯かということについて何も書いていないのは、意図的な隠蔽があるのではないかと邪推せざるをえない。この点からも不存在について納得できない。
- (5) 問題の核心は、レファレンスないしレファレンス業務の内容定義が何も示されていないままに説明がされていることにあるのであって、それをしない以上、ないということに納得できない

4 実施機関の主張の要旨

実施機関が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件開示請求の内容について

With You さいたまは、男女共同参画社会の実現に向けた施策を実施することを目的として設置された県の施設であり、情報ライブラリーにおいて男女共同参画社会実現への関心を高めるための情報提供を行っている。当該場所にはレファレンスの目的で情報ライブラリー質問用紙を設置している。

開示請求者は、この質問用紙について、設置時の①起案文書、②同様式の作成に至った経緯、③同様式を作成する際に参考としたものの開示を請求したものである。

(2) 本件処分の理由について

情報ライブラリー質問用紙は、窓口に備える依頼用メモとして作成したものであり、これについて、「①起案文書」は作成・保有していない。

また、「②同様式の作成に至った経緯」については、窓口サービス向上が目的であるが、公文書は作成・保有していない。「③同様式を作成する際に参考としたもの」は特になく、公文書は作成・保有していない。

不服申立人は、当該公文書は当然に作成されているものであり、不存在の真否を争う旨主張しているが、本件開示請求に係る対象文書は、作成・保有しておらず不存在である。

5 審査会の判断

(1) 本件処分について

本件処分は、「With You さいたま 様式『情報ライブラリー質問用紙』』について ①起案文書、②同様式の作成に至った経緯、③同様式を作成する際に参考としたもの」についての申立人の開示請求に対して、実施機関が行った公文書不開示の決定である。

With You さいたまは、男女共同参画社会の実現に向けた施策を実施することを目的として設置された県の施設であり、「情報ライブラリー」は、同施設に開設された情報提供コーナーである。情報ライブラリーには、司書資格を持つ男女共同参画専門員（以下「専門員」という。）が配置され、利用者に対するレファレンス業務を行っているが、専門員が開館時間のすべての時間に勤務しているわけではなく、即時に対応できないことがあることから、専門員が不在の場合に、後にレファレンス業務を行うことができるように、利用者からの問い合わせを記録

しておくため、情報ライブラリー質問用紙を作成したとされている。

本件開示請求の内容は、情報ライブラリー質問用紙の作成の経緯・処理に係る公文書の開示を求めるものである。実施機関は、これに対して、当該文書を作成しておらず、したがって保有していないという理由で公文書不開示の決定を行っていることから、以下、本件開示請求に係る公文書の作成の根拠を含めて、その存否について検討することとする。

(2) 職員による文書等の作成について

職員による文書等の作成については、埼玉県文書管理規則第5条に「本庁及び地域機関の事案の処理に当たっては、軽易なものを除き、処理内容等を記録した文書等を作成しなければならない。」と定められている。

そして、軽易な事案とは、「文書管理規則及び文書管理規程の運用について」（平成13年3月30日付け文第922号文書課長通知）によれば、「事後確認の必要がなく、文書等を作成しなくても職務上支障が生じない事案」とされ、例として「所掌事項に関する単なる照会・問い合わせに対する応答」、「行政機関内部における日常的業務の連絡等」がこれに該当するとされている。

(3) 本件開示請求に係る公文書の存否等について

申立人が開示を求めているのは、「情報ライブラリー質問用紙」を作成した際の①起案文書、②同様式の作成に至った経緯、③同様式を作成する際に参考としたものである。

情報ライブラリー質問用紙は、専門員が、自らが日常的に行っているレファレンス業務を適切に遂行することを目的に作成したものであり、しかも、専門員が不在の場合に、後日対応するための補助的なものである。したがって、専門員が在室している場合には作成されず、事後にレファレンスが行われれば、役割を終える記録である。

また、レファレンス自体も、専門員が利用者から聞き取りを行い、その応答で完了されるものであり、特に記録にとどめられるものでもなく、専門員の所掌する事

務の範囲内で完結するものとして、事後確認や、所属長への報告等を必要とする事案には当たるものではない。

情報ライブラリー質問用紙の専門員への受渡しは、いわば、所掌事項への問い合わせに対する応答、行政機関内部における日常的業務の連絡等に相当するものであり、それ自体として、「軽易な事案」として、文書を作成することを要しない性格のものであり、かかる業務を円滑に行うための補助的な「質問用紙」の作成もまた同様のものであり、作成経緯を文書にとどめる必要性のないものである。

よって、情報ライブラリー質問用紙の作成において、起案がされておらず、起案文書が存在しないこと、同様式の作成に至った経緯等を記録した文書が作成されておらず存在しないことに特に不合理な点は認められない。また、情報ライブラリー質問用紙が、専門員不在の場合への対応のための補助的手段として、専門員の発案により作成されたものであり、「同様式を作成する際に参考としたもの」について、専門員が参考にしたものはないと証言していることについても、特に不合理な点は認められない。

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

大橋 真由美、尾崎 康、野村 武司

審議の経過

年 月 日	内 容
平成23年12月 2日	諮問を受ける（諮問第222号）
平成23年12月 2日	実施機関から開示決定等理由説明書を受理
平成23年12月19日	異議申立人から意見書を受理

平成23年12月19日	実施機関から説明及び審議（第二部会第70回審査会）
平成24年 1月23日	実施機関から説明及び審議（第二部会第71回審査会）
平成24年 2月27日	異議申立人から意見陳述聴取（第二部会第72回審査会）
平成24年 4月20日	審議（第二部会第73回審査会）
平成24年 6月 1日	審議（第二部会第74回審査会）
平成24年 6月26日	審議（第二部会第75回審査会）
平成24年 7月27日	審議（第二部会第76回審査会）
平成24年 8月24日	審議（第二部会第77回審査会）
平成25年 1月10日	答申（答申第178号）